

学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

～北見版～

くらしを支える税

第 28 号

平成 24 年 6 月

北見市租税教育推進懇話会

6月に入り、だんだん暖かくなってきましたね！

東京都墨田区には、新しいシンボル・東京スカイツリーが5月22日に開業しました。

高さは634（ㄉ）m、足元1辺の長さは約68m、重さは約41,000tだそうです。

約1,400億円を投じた大型プロジェクトであるが、東京タワースカイツリー株式会社の試算では入場者460万人を見込み、初年度(2012年度)から入場料収入や賃貸料収入などが営業費用を上回り、約8億円の営業利益が出る見込みとのこと。

開業初日は、展望台や商業施設「東京ソラマチ」などに10万人を超える人が足を運んだそうです。

当然、地元の人ばかりではなく、観光旅行等で東京都内に宿泊した人も多いことと思います。

そこで、今回は東京都内のホテル等に宿泊した際の「宿泊税」についてです。

「宿泊税」 ～ 【東京都HPほかより】

Q 宿泊税とはどのような税ですか？

A 宿泊税は、東京の魅力を高めるとともに観光振興のための事業（案内標識、観光案内所の整備など）の経費に充てるため、東京都が独自に課税する地方税（法定外目的税）です。

平成14年10月1日から実施されています。

※ 法定外目的税とは、地方自治体が特定の使用目的や事業の経費とするために、地方税法に定められていない税目を条例で定めて設ける税をいいます。

Q どのような施設が、課税対象となるのですか？

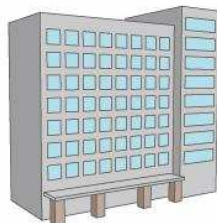
A 課税対象となるホテル又は旅館は、旅館業法に規定するホテル営業又は許可を受けてこれらの営業を行う施設が対象となります。

Q 宿泊税は、いくら課税されるのですか？

A 1人1泊の宿泊料金が1万円以上の場合に課税されます。

（ツインルームなどの1室に2人以上で宿泊する場合には、1人当たりの宿泊料金に換算）

※ 税率表



ホテル

宿泊料金（1人1泊）	税率
10,000円未満	課税されません
10,000円以上 15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

※ 修学旅行やビジネス利用などの観光目的以外の宿泊に課税しないために1万円未満は課税しないこととした。



旅館

平成21年度の宿泊税の税収は、10億1千万円だそうです。

単純に1万円で宿泊したとしたら、1千万人が宿泊した計算になります。すごいですね！

東京スカイツリー効果で、さらに宿泊客が増えると税収も増えるということになりますね！

学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

○ 租税教室（出前授業）にて、児童・生徒からの質問事項（第4回）

Q 「とん税」・「特別とん税」とは、どのような税で、違いは何ですか？

A 「とん税」はとん税法、「特別とん税」は特別とん税法に規定されている国税です。

いずれも、外国貿易船が開港へ入港した際に、その外国貿易船の純トン数を課税標準とし、外国貿易船の船長を納税義務者として課されるものです。

国が「とん税」を徴収する際にあわせて「特別とん税」を徴収していますが、特別とん譲与税法により、「特別とん税」は地方公共団体（市町村）の一般財源として譲与されるという点が「とん税」と「特別とん税」の違いとなります。

中学生の「税についての作文」募集！【主催：全国納税貯蓄組合連合会、国税庁】



全国納税貯蓄組合連合会と国税庁では、中学生を対象とした「税についての作文」を募集しています。

入選作品には、内閣総理大臣をはじめとして、財務大臣、総務大臣、全国納税貯蓄組合連合会長から賞状及び副賞（記念品）が贈呈されます。

奮ってご応募ください!!

募集の締切りは **8月31日（金）** です！

※ 詳しくは北見税務署にお問い合わせください。

中学生の「税についての作文」募集要項

【テーマ】 税に関すること

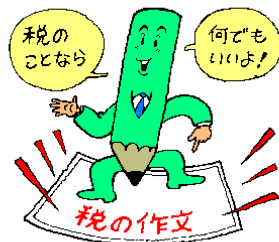
税に関して自分で思ったこと、考えたこと、体験したことなど、内容が税に関するものであれば何でもOKです。

【文字数】 原稿用紙3枚・1,200字以内

（文字数には題字を含みます）

【提出先】 所属の中学校を通じて、北見税務署に提出してください。

（注） 応募された作品はお返しできません。



租税教室のお知らせ

租税教育推進懇話会では、次代を担う児童・生徒の皆さんに、税の意義や役割を正しく理解していただけるよう、学校のお手伝いとして、税務署の職員などを講師として租税教室を開催しています。

申し込みや租税教室についてのご質問などは、北見税務署 税務広報広聴官にご連絡ください。

なお、講師派遣に関する費用は一切かかりません。



【お問い合わせ先】

北見市租税教育推進懇話会又は
北見税務署 税務広報広聴官
加賀 貢
北見市青葉町3番1号
Tel 0157-23-9160【直通】

『税に関する資料がほしい』

『「北見版 暮らしを支える税」でこんな話題を取り上げてほしい』
など、皆様のご意見・ご要望をお待ちしています。